

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

### 令和4年度 第3回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年1月23日(月) 修徳ビル地下1階 中会議室	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 藤平 眞紀子 清水 陽子 西田 尚造	
審議対象期間	令和4年8月1日～令和4年11月30日	
抽出案件	6 件	(備考)
一般競争入札	5 件	○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置 状況等について説明
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	以下参照	
質 問	回 答	
<b>案件1 (主要地方道枚方大和郡山線 道路情報表示板設置工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備)))</b>		
○入札の段階で半導体不足は十分わかって いた時期だと思うが、予定価格の設定時に その点は考慮されていたか。	●予定価格を設定する際に見積もりを取るが、その際 に半導体等の納期についても確認し、それを踏まえて 工期を設定している。 なお、他の工事においても(半導体不足に伴う)入札不 調が発生していることから言えるように、世界的に半 導体不足が深刻な状況である。	
<b>案件2 (紀の川 遠隔操作装置設置工事((防災・安全社会資本整備交付金事業(南東部広域加速 化対策国補))他))</b>		
○半導体不足解消の見込みは立っているの か。 見込みがあるとすればそれを踏まえ今後の 発注は変更できるのか。	●見込みは立っていない。 機器類の調達ができるかどうか等は、工事を請け負っ た業者に任せるしかない。	
○工事の必要性について詳しく説明願いた い。	●本工事は、紀の川にそそぐ支川である角川への逆 流を防ぐための装置を遠隔操作できるようにするもの。 河川の氾濫の恐れがある等、危険な時に、現地で作業 するのではなく、事務所から遠隔操作できるようにする ことによって、職員の身を守ることにつながる工事であ る。	

質 問	回 答
○参加条件に合致する業者が多い中、落札率100%というのは業者としては強気ではないか。	●仰るとおり。他の工事でも部品等の調達が困難な状況が続く中、同じような状況になっているケースもある。
○このような状況はこれからしばらく続くのか。	●続く可能性は十分に考えられる。
<b>案件3 (畝傍高校文化創造館(37)特定天井改修工事)</b>	
○同時期に同様の工事が多く発注されたため技術者不足となり、1者応札となったとの説明であったが、毎年そうした状況になるのであれば発注をずらすことはできないのか。	●奈良県が発注する同様の工事については、発注時期の調整はしている。しかし建築一式工事は民間工事が9割を占めており、市町村の発注工事等も併せて、全体の把握やコントロールは困難である。
○今後同様の工事が続くのか。	●高校については同様同時期に他に1件工事があるが、施設管理はそれぞれ所管する課が把握しており、県有施設営繕課では把握していない。
○民間工事の発注状況について把握できないとのことであったが、今後同様の状況にならないための改善点は何かあるのか。	●改善点の一つとして参加条件を広げるなど発注基準を見直すことが考えられるが、その場合、当課だけでなく制度担当課との相談が必要となってくる。
<b>案件4 (交通管制施設等整備拡充工事(中央装置)第1号)</b>	
○参加条件合致業者数が6者ということだが応札できる業者は実質どれだけいたのか。	●6者とも応札できる条件には設定していた。
○予定価格の算出方法について詳しく説明願いたい。	●業者からの参考見積もりと、他府県における状況等を勘案して決定したもの。
○予定価格の見積もりは通常複数の業者から取るものなのか。	●参加条件に合致した6者に見積もりを依頼したが、今回の落札業者のみ提出があった。
○全国で同種の工事が行われていると思うが、全国の工事で今回の落札業者が占める割合はどの程度のものか。	●全国で10数県が本工事の落札業者と同じ業者と契約している。必ずしも今回の落札業者による寡占状態というわけではない。
<b>案件5 (竜田川幹線中継ポンプ場自動除塵機等更新工事(防災・安全交付金事業))</b>	
○参加条件に合致する県内営業所3者から応札がなかった理由はどのように考えられるか。	●業者に確認したわけではないが、機器製作工場と工事施工箇所が離れており、輸送費が高くなること、また、資材が手に入らず工期内に収めるのが困難だと判断されたからではないかと思われる。
○工期内に収めるのが困難だと判断し応札を諦める業者に配慮し、工期を延ばすなどで競争性を確保するというのはあり得ることなのか。	●工期を延ばすなど業者の受注機会を増加させる努力はしている。

**案件6 (一般国道168号 助入トンネル照明施設等復旧工事(道路施設維持修繕事業))**

○事故があるまでに、ケーブルが危険であるといった指摘は寄せられていたのか。

●事故発生までに、通行時に危険があるとの指摘は特になかった。

なお、当該トンネルは50年以上前に設置されたもの。点検の結果から、トンネルを覆うコンクリート背面の空洞や、トンネルを覆うコンクリートの厚さが薄いところが確認されたため、一旦、ケーブルをトンネル側面に移設させた状態で作業を進めていたところ、今回の事故が発生した。事故の原因については警察が捜査中である。